

令和7年度
第445回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和7年8月7日
15:30～16:10
千葉労働局1階会議室

令和 7 年度
第 445 回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 15：30～16：10

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

伊澤委員、大越委員、大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員

使用者委員

神田委員、斉藤委員、坂元委員、高橋委員、古山委員

4 議題

（１） 千葉県最低賃金専門部会からの報告について

（２） 千葉県最低賃金の改正決定について（審議・答申）

（３） その他

5 資料

「千葉県最低賃金の改正決定に関する報告書」（写）

6 議事内容

（会長）

ただいまから、第 445 回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方が 2 名おりますことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

（賃金室長補佐）

本日は、労働者側委員 1 名が所要により欠席されとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員 5 名、労働側委員 4 名、使用者側委員 5 名、計 14 名の

出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題(1)の「千葉県最低賃金専門部会からの報告について」です。
専門部会の部会長を仰せつかっている私からご報告申し上げます。

本年7月11日に開催された第443回本審議会において、千葉労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされたことを受け、同日、千葉県最低賃金専門部会の設置を決定し、8月1日の午後、8月5日の午前及び午後、本日の8月7日の午前及び午後の計5回にわたり、千葉県最低賃金の改正について慎重に審議してまいりました。

専門部会では、労使双方から真摯なご意見が出され、着地点を見出すべく労使双方に慎重なご議論をいただきました。

それでは、労使双方のご主張について概略を申し上げます。

第1回専門部会では、労使双方から基本的な考え方を述べていただき、第2回専門部会から具体的な金額審議に入りました。

まず、8月5日の第2回専門部会では、労働者側からは最低賃金近傍で働く労働者の暮らしが極めて苦しい状況であること、千葉市の消費者物価指数は高い水準で推移しており労働者の生活は圧迫していること、リビングウェイジで千葉県の時間額が1,220円であり、この金額に少しでも早く追いつきたいこと、千葉県の雇用情勢は完全失業率、有効求人倍率ともに顕著に推移していること、企業の支払能力には現時点で問題はないと考えることなどのご主張がありまして、リビングウェイジと現行の最低賃金1,076円との差額は144円であり、これを2年で割ると、72円になることから、この金額にAランク内の格差是正で3円を加えて、75円というご主張でした。

次に、使用者側の主張を申し上げます。

足元の物価高や円安、トランプ関税の影響など不透明な要因があり、先行きの景況感が相次いで悪化していること、人手不足による売上の機会損失があること、また、価格転嫁が進みきれていないこと、日銀短観などから経営環境の厳しさが浮き彫りとなっていること、特に中小・零細企業は経営的な圧迫要因になっていること、また、最後に急激な賃上げによる中小・零細の負荷が増大し、中小企業が弱っていることは日本の経済にとって決して望ましいことでないことなどのご主張がありまして、当初は令和7年度賃金改訂状況調査の第4表③のAランクの賃金上昇率が2.9%であることから、1,076円の2.9%である、31円の引上げの主張でした。

第3回専門部会では、労働者側からは目安額全体の引上げ率6%に着目し、現行の千葉県最低賃金1,076円の6%である端数切上げの65円、これにAランク格差是正の3円を加え、合計68円の引上げ。

その後、引上額の目安63円にAランク内の格差是正のための3円を加え、66円引上げの主張をされました。

使用者側からは、連合の春闘の第7回集計結果の組合員300人未満の引上げ率が4.65%であることから、1,076円の4.65%は50円になりますが、昨年度の引上げ額などを考慮してプラス1円の51円の引上げの主張をされました。

本日開催の第4回専門部会では、労働者側からは、やはり生計費に着目するということと、賃上げによる倒産というのはあまり見られない、総合指数に連動した水準が好ましい、政府の支援策などから第3回専門部会と同額の目安プラス3円で66円だという主張でした。

使用者側からは、そもそも目安の6%、63円という数字の根拠がはっきりせず、足下の経済状況はあまり良くない中で目安の上げ幅には理解が難しい。

また、年収の壁などにより賃上げによる働き控えは人手不足に拍車がかかるなどのご主張があり、労働者側同様に第3回専門部会と同額のプラス51円という主張でした。

第5回専門部会では最終的に、労働者側からは消費者物価指数の上昇、地域間格差是正、政府の支援策などを考慮すると目安プラス2円の65円というご主張でした。

使用者側からは、連合の賃上げ調査、中小の300人未満の数字を用いるところではあるが、3要素の「賃金」を最大限に考慮して、300人以上を含めた全体の賃上げ率5.25%を用いて、端数切上げで57円というご主張でした。

これまで、公益委員として調整させていただきましたが、なかなか差が埋まらないという状況に至った限りでございます。

そのうえで、公益見解をご提案させていただいて採決という流れになりました。

公益委員としては、労使双方の主張の妥当性、合理性につきましては十分理解しておりますが、最低賃金の趣旨、最低賃金近傍で働いている方々の生活保障、生計費の充実ということを考えまして、現行の千葉県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,140円とし、これを本年度は審議が遅れたため効力発生の最短日である令和7年10月3日に発効させるという公益委員案を提示いたしました。

そして、採決に入った結果、公益委員2人、労働者側委員3人が賛成、使用者側委員3人が反対であったことから、公益委員案の賛成者が過半数となり、報告書の取りまとめに至ったものでございます。

以上を踏まえて、議題2の千葉県最低賃金の改正決定について入りたいと思

います。

ただいま報告したとおり、千葉県最低賃金専門部会としての結論を得たところですが、当審議会としての結論を新たに出さなければなりません。

採決に当たりこれまでの議論の経過などを確認する必要があるれば、その時間を設けます。

専門部会にご出席いただかなかった委員の方もご質問があるかと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

《だいじょうぶ。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、採決とさせていただきます。

千葉県最低賃金を 64 円引き上げ 1,140 円とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

賛成 8 名。

続きまして、反対の方、挙手をお願いいたします。

反対 5 名です。

それでは、賛成 8 名、反対 5 名ですので、過半数の意見の賛成をいただいたことになります。

よって、ただいまお諮りした公益委員案をもって、労働局長へ答申とさせていただきます。

これから、答申文案を作成してお配りしますので、準備が整うまでの間休憩とさせていただきます

《答申文案の配布》

(会長)

それでは、再開いたします。

答申文案が配布されましたので、確認のため事務局は朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《答申文案の朗読》

(会長)

ありがとうございました。

ただいま、答申文案を朗読していただきましたが、今の内容でいかがでしょうか

か、ご意見があればお願いします。

《ありません。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、千葉県最低賃金の改正決定について労働局長に答申いたします。

《千葉地方最低賃金審議会会長から千葉労働局長へ答申文を手交》

(労働局長)

ただいま、千葉県最低賃金の改正決定について答申をいただきました。

一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、7月11日の本審議会での諮問以降、ご多忙のところ、また大変お暑い中、専門部会で数次にわたって精力的にご議論いただき、心から感謝を申し上げます。

今回の改正に当たりましては、引上げの目安が過去最高額となるなど、昨年にも増して大変な状況下での議論であったかと思います。

委員の皆様方のこれまでの取組に対し敬意を表するとともに、改めて感謝を申し上げます。

千葉労働局では本答申を受けまして、10月3日の発効に向け、改正手続を進めてまいりたいと思います。

また、改正後の千葉県最低賃金の周知、こちらの方を徹底して取り組んでまいりますとともに、政府支援策をはじめとして、県内中小企業への支援として助成金などが最大限活用されるよう、より一層の周知を図ってまいります。

委員の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、千葉県最低賃金専門部会は、その任務を終えましたので最低賃金審議会令第6条第7項の定めるところにより、異議申出を審議することとなります。次回の第446回審議会をもって廃止することとしてよろしいか、お諮りいたします。

《異議なし。結構です。旨の声》

(会長)

ご了承をいただきましたので、8月25日の第446回本審議会をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止いたします。

事務局は、今後の日程について説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、審議会の方から千葉県最低賃金の改正決定について、答申をいただきましたので最低賃金法第11条第1項及び第12条に基づき、答申の要旨を公示し異議申出を受けることになります。

公示期間は15日間です。

本審議会終了後、直ちに公示しますので、8月24日までが異議申出期間となります。

異議申出があった場合は、その取扱いについてご審議いただく必要がありますので、8月25日午前11時から千葉労働局1階会議室において、異議申出にかかる本審議会を予定しております。

事務局からは以上でございます。

(会長)

ただいまの説明のとおり、異議申出があった場合は8月25日午前11時から開催する本審議会で審議をいたしますので、皆様、出席のほどよろしくお願いいたします。

次に、事務局から特定最低賃金の審議日程について、ご説明をお願いいたします。

(賃金室長)

8月1日に行われました第444回本審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する諮問をいたしました。

そして、8月4日の第1回特別小委員会において、改正決定の必要性について審議を行いましたが結論には至らず、8月25日午前9時30分から開催する第2回特別小委員会にて必要性の審議を継続することとなりました。

そこで報告書を取りまとめ、同じく8月25日午前11時から開催される第446回本審議会にて審議を行っていただくこととなります。

そのため、同日の本審議会では、審議の状況に応じて改正決定の諮問を行い、特定最低賃金専門部会の設置まで審議が及ぶこととなりますので、ご対応のほ

どよろしくお願いいたします。

また本日、答申をいただいたことにつきましては、この後、千葉県庁の県政記者クラブへ報道発表資料の投げ込みを行う予定です。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、他に何かございますでしょうか。

(労働者代表委員)

最後に、お礼も含めてまして申し上げたいと思います。

まずもって、本年度の専門部会、本審議会に関係する皆様に感謝を申し上げます。

また、労使双方の意見を真摯に聞いていただいた公益委員の皆様に、感謝を申し上げます。

また、限られた時間の中で資料の提供ですとか、付帯事項の作成なども含めてご対応いただいた事務局の皆さんには感謝申し上げます。

この後、特定最賃の審議になりますけれども、引き続きのご協力をいただきますようお願いいたします。

以上です。

(使用者代表委員)

いろいろありがとうございました。

我々としては、足下の景況感、総じて悪化している中で非常に厳しい目安、6%、63円の提示だったという印象ではございました。

最終的に採決という形になりましたけれども、労働者側と歩み寄れなかったということ自体は残念ではありますが、こういう状況でございますので、ある程度はやむを得なかったということも感じておるところでございます。

採決の結果でございますので、これは受け止めてまいりたいと思います。

最後になりますが、公益の先生はじめ委員の皆様、そして、事務局の皆様に改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

非常に不慣れな運営ではありましたが、円滑な議事運営にご協力いただきました労使の先生方、本当にありがとうございました。

また、事務局も非常にスケジュールがタイトな中で、多大なるご努力いただきまして感謝しております。

それでは、事務局で何か連絡事項ありますでしょうか。

(賃金室長)

ございません。

(会長)

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。